

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙

【投票日】4月20日(日) 【期日前投票・不在者投票期間】4月14日(月)～19日(土)

任期満了に伴う大崎市長選挙と大崎市議会議員一般選挙を、4月13日(日)告示、4月20日(日)投・開票で行います。棄権することなく、あなたの大切な一票を投じましょう。

選挙管理委員会事務局 ☎23-9124

選挙区・定数

市長選挙は、大崎市全体を一つの区域として選出します。

市議会議員一般選挙も、大崎市全体を一つの区域とし、定数は30人です。

投票できる人

選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるのは次の人です。

大崎市に住所を持つ年齢満20歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日

(他の市区町村から転入した人は転入届けを出した日)から引き続き3カ月以上、大崎市の住民基本台帳に登録されている人

※「年齢満20歳以上」とは、平成6年4月21日以前に生まれた人です。

※「3カ月以上」とは、転入した場合、平成26年1月12日までに転入届けを出した人です。

次の人は投票できません
●平成26年1月13日以降に大崎市に転入届けを出した人

●投票日前に大崎市から転出した人
●市内で転居した人

3月26日までに転居届けを出した人は、転居先の投票所で投票することになります。3月27日以降に転居届けを出した人は、前の住所の投票所で投票することになります。

投票時間

●午前7時～午後7時
※ただし、鳴子温泉地域は午前7時から午後6時までです。

投票所

投票所は入場券で確認してください。なお、岩出山地域の投票所の一部を次のとおり変更します。

●鷺目・上宮・下宮・池月
中央・根岸・沖行政区の投票所は、「池月地区公民館」です。

●菅生行政区の投票所は、「上野目地区公民館」です。
●川北・中里行政区の投票所は、「岩出山総合支所・市民ホール」です。

投票の方法

投票方法と順序は、次のとおりです。

- 1 選挙人名簿との対照
本人確認を行います。「投票所入場券」を持参してください。
- 2 市長選挙の投票
候補者名を一人書いて投票します。
- 3 市議会議員一般選挙の投票
候補者名を一人書いて投票します。

投票日当日は「日曜窓口」を休止します

大崎市長選挙・大崎市議会議員一般選挙投票日は、市民課の日曜窓口を休止します。

市民課窓口係 ☎23-6079

●代理投票や点字投票ができません

投票所では、身体の自由な人や字を書くことが困難な人のために、係員が投票の手伝いをする「代理投票制度」があります。

また、目の不自由な人のための「点字投票制度」もあります。これらの制度を利用したいときは、投票所の係員に申し出てください。

開票の場所と開始時刻

開票は、投票日当日、次の場所で行います。

場所 古川総合体育館
開始時刻 午後8時15分

期日前投票制度

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などの用事があるため投票所に行くことができない場合に、投票日と同じように投票ができます。

その際、投票日当日に投票所へ行けない理由を申し立てるとともに、その申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出し投票

することになります。

投票所入場券の裏面が「宣誓書」になっていますので、記入して持参してください。

期間 4月14日(月)～19日(土)
時間 午前8時30分～午後8時

場所 市役所・各総合支所に設置する期日前投票所
※どの期日前投票所でも投票できます。

※4月17日(木)・18日(金)の2日間は、鳴子温泉地域の鬼首基幹集落センターにも、午前8時30分から午後5時まで設置します。

不在者投票制度

出張・旅行などで、他の市区町村に滞在している場合

滞在先で投票を行う場合は、早め到大崎市選挙管理委員会に投票用紙などの必要な書類を請求してください。郵送された書類一式を持参し、滞在先の市区町村選挙管理委員会の執務時間内に向いて投票します。

●病院、老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院、入所している場合

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設などの施設内で不在者投票ができます。不在者投票指定施設で投票を行う場合は、入院または入所中の施設に、不在者投票したい旨を申し出てください。

郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持つている人で一定の重度な障害を有する人、または介護保険の被保険者証を持つている人で「要介護5」と記載されている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。郵便などによる不在者投票を行うためには、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けておくことが必要です。

また、「郵便等投票証明書」の交付を受けた人は、4月16日(水)午後5時までに、所定の請求書により投票用紙などを請求しなければ投票することができません。

選挙公報を発行します

市長選挙、市議会議員一般選挙ごとに、候補者の氏名、経歴、政見、写真などを掲載した選挙公報を発行します。

4月18日(金)までに、行政区長を通じ各家庭に配布します。

入場券は郵送します

投票所入場券は、4月9日(水)に発送する予定です。手元に届くまで3日程度を要しますので、届いたら、記載された内容を確認してください。また、投票する際は、必ず本人が投票所へ持参してください。

なお、選挙当日、紛失したり忘れたりした場合は、投票所の係員に申し出てください。

棄権することなく
あなたの大切な一票を投じましょう